

30常福福第74号
平成30年5月18日

指定自立訓練事業所
指定就労移行支援事業所 管理者 様
指定就労継続支援A型事業所

常滑市長 片岡 憲彦
(公 印 省 略)

訓練等給付事業に係る暫定支給決定の取扱いについて（通知）

平素は、本市の障がい者施策の推進に御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、一部の訓練等給付に係る障害福祉サービスは、障がい者本人の希望を尊重し、より適切なサービスの利用を図る観点から、2か月以内の範囲で暫定支給決定を行うこととされています。

本市では、平成27年10月1日付27常福福第212号常滑市長通知により、暫定支給決定の取扱いについて定めていましたが、このたび、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）の関連通知等が改正されたため、当該取扱いの内容を下記のとおり改正しましたので、御承知おきくださいますようお願いいたします。

記

1 基本的な考え方

訓練等給付に係る障害福祉サービスは、障がい者本人の希望を尊重し、より適切なサービス利用を図る観点から、利用を希望する事業について、①当該事業の継続利用についての利用者の最終的な意向の確認、②当該事業の利用が適切かどうかの客観的な判断を行うための期間（暫定支給決定期間）を定めています。

2 暫定支給決定の対象サービス

- (1) 自立訓練（機能訓練、生活訓練及び宿泊型自立訓練）
- (2) 就労移行支援
- (3) 就労継続支援A型

ただし、次の対象者は除く。

- 基準該当自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者
- 共生型自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者
- 就労移行支援（養成施設）の利用者

なお、就労継続支援A型については、以下の①又は②のような場合に暫定

支給決定期間中に行うアセスメントと同等と認められるアセスメントが行われているものとします。

- ① 現在、就労継続支援A型を利用している障害者が、他の市町村に転居する場合であって、転居後の市町村においても引き続き就労継続支援A型の利用を希望する場合に、転居前に利用していた就労継続支援A事業所から転居後に利用する予定の就労継続支援A型事業所にアセスメント情報が引き継がれており、かつ、当該アセスメント情報の内容から、改めて暫定支給決定を要しないと市が判断できる場合
- ② 就労移行支援を利用していたが、一般企業に就職できなかった障がい者が、就労継続支援A型の利用を希望する場合に、当該就労移行支援事業所から利用予定の就労継続支援A型事業所にアセスメント情報が引き継がれており、かつ、当該アセスメント情報の内容から、改めて暫定支給決定を要しないと市が判断できる場合

3 暫定支給決定期間

「2か月間（支給決定日の属する月の翌月の末日）」

支給決定当初に、各サービス種別における通常の有効期間の支給決定を行い、支給決定期間のうち最初の2か月間（支給決定日の属する月の翌月の末日）を暫定支給決定期間として決定します。

なお、事業者によるアセスメント等の結果、改善効果が見込まれないと判断された場合は、暫定支給決定期間内に支給決定の取り消しを行うこととなります。（取り消しの根拠は、障害者総合支援法第25条第1項第1号）

4 暫定支給決定期間の確認方法

障害福祉サービス受給者証の（四）「訓練等給付費の支給決定内容」の予備欄に、「支給決定期間のうち平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までは暫定支給決定期間とする。」と記載されていますので、御確認ください。

5 利用者の評価結果の報告

サービス提供事業者は、利用者のアセスメント内容、個別支援計画、当該計画に基づく支援実績記録及びその評価結果をとりまとめ、暫定支給決定期間の周期の14日前までに常滑市福祉課へ提出してください。

なお、利用者に計画相談支援を提供する指定特定相談支援事業所がある場合は、当該指定特定相談支援事業者にも提出してください。指定特定相談支援事業者の確認方法は受給者証の（五）「計画相談支援給付費の支援内容」で御確認ください。

※ アセスメント、個別支援計画、支援実績記録は任意様式で構いませんが、評価結果については、別紙1「暫定支給決定期間にかかる訓練等給付事業評価結果報告書」で提出してください。

6 訓練継続の要否

事業所の評価結果及び当該指定相談支援事業者のモニタリング結果等を踏まえ、サービスを継続することが認められ、かつ利用者から申し出がない限りは継続を希望しているとみなし、訓練継続とします。

なお、その場合、支給決定当初に、各サービス種別における通常の有効期間の支給決定を行っているため、本支給にあたっての決定通知及び受給者証の交付等はいりません。

7 留意事項

就労継続支援A型のうち、雇用契約を締結する利用者については、まず暫定支給決定期間の雇用契約を締結し、期間終了後に改めて期間の定めのない雇用契約を締結してください（利用希望者と暫定支給決定の初日から期間の定めのない雇用契約を締結し、その後暫定支給決定の結果利用できなくなった場合、事業者は当該利用希望者に解雇予告手当を支払う義務が生じるため）。

担 当 福祉部福祉課障がいチーム
電 話 0569-34-7744
FAX 0569-34-7745
メール fukushi@city.tokoname.lg.jp